

指宿広域市町村圏組合廃棄物処理施設整備等に係る総合評価落札方式実施  
要綱

(平成20年指宿広域市町村圏組合告示第1号)

改正 平成27年指宿広域市町村圏組合告示第4号

(趣旨)

第1条 この告示は、指宿広域市町村圏組合（以下「組合」という。）が発注する廃棄物処理施設の整備又は業務委託に際し、一般競争入札（以下「入札」という。）を総合評価落札方式により実施する場合について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、「総合評価落札方式」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2の規定に基づき、入札に参加しようとする者に価格以外の技術的な要素に係る資料を提出させ、価格及び価格以外の技術的な要素を総合的に評価し、価格その他の条件が組合にとって最も有利となるものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。

(総合評価委員会)

第3条 指宿広域市町村圏組合管理者（以下「管理者」という。）は、総合評価落札方式による入札の実施に当たっては、別に設置する「総合評価委員会」（以下「委員会」という。）の審議を経て落札者を決定するものとする。

(技術支援の要請)

第4条 管理者は、総合評価落札方式による入札の実施に当たり必要と認めるときは、相応の知識と経験を有する第三者の専門家に技術的な支援を要請することができるものとする。

(入札公告)

第5条 管理者は、総合評価落札方式で入札を実施しようとするときは、次に掲げる事項について公告するものとする。

- (1) 価格その他の条件についての評価（以下「総合評価」という。）に必要な技術提案の内容及び提出期限

(2) 第7条に規定する落札者決定基準

(3) 第10条に関する事項

(4) 第11条に関する事項

(5) その他必要と認める事項

(技術提案)

第6条 入札に参加する者（以下「入札者」という。）は、総合評価を行う際に必要な技術提案を管理者が指定する期日までに管理者に提出しなければならない。

2 技術提案を提出しない入札者による入札又は当該技術提案に必要事項が記載されていない入札は、無効とする。

3 技術提案の作成及び提出に要する費用は、入札者の負担とする。

4 技術提案に虚偽の記載をした入札は失格とする。

(落札者決定基準)

第7条 落札者決定基準（令第167条の10の2第3項の落札者決定基準をいう。

以下同じ。）には、評価基準、評価の方法その他の基準を定めるものとする。

2 前項の評価基準、評価の方法その他の基準の策定に当たっては、委員会の審議を経て管理者が決定するものとする。

(落札者決定の方法)

第8条 管理者は、落札者決定基準により総合評価を行い、落札者を決定するものとし、決定に当たっては、委員会の審議を経て、入札価格が予定価格の制限の範囲内であって、総合点数の最も高い入札者を落札者とする。

2 総合点数の最も高い入札者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。ただし、当該入札者がくじ引きに参加できないときは、代理人を定めてくじを引かせるものとする。

3 入札の結果、有効な入札をした者が1者の場合は、落札者決定基準により、落札者を決定できるものとする。

(総合評価結果の公表)

第9条 管理者は、契約締結後に入札書類の審査結果について、公表するものとする。

(入札結果の説明)

第10条 入札者で落札者とならなかったものは、前条の公表を行った日の翌日から起算して10日以内（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）を除く。次項において同じ。）に、落札者として選定されなかった理由の説明を書面により管理者に求めることができるものとする。

2 前項の規定により入札結果の説明を求められた場合は、管理者は、当該書面を受理した翌日から起算して10日以内に、説明を求めた者に対し書面により回答するものとする。

3 管理者は、前項の規定による回答を行うに当たり、委員会の意見を聴くことができるものとする。

（評価内容の担保）

第11条 管理者は、提出された技術資料のうち落札者決定に反映された事項について、その履行を確保するための措置及び履行できなかった場合の措置について、あらかじめ取り決めておくものとする。

2 管理者は、落札者決定に反映された技術資料の内容が履行できなかった場合において、再度施工が困難又は合理的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償の請求等を行うことができるものとする。ただし、天災等やむを得ない事情による場合はこの限りでない。

（実施上の留意事項）

第12条 入札の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 入札の参加を希望する者には、参加表明書その他管理者が指定する書類（以下「参加表明書等」という。）を提出させるものとする。

(2) 入札には、複数の企業で構成される企業体（以下「共同企業体」という。）も参加できるものとする。

(3) 共同企業体が入札に参加しようとするときは、参加表明書等及び入札書類にその旨を明記させるものとする。

(4) 入札に要する費用は、入札者の負担とする。

(5) 提出された参加表明書等及び入札書類は、入札者に無断で審査以外の目的に使用しないものとする。

(技術提案書の機密の保持)

第13条 管理者は、入札者から提出された技術提案に関する資料は公表しないものとする。

(補則)

第14条 この告示に定めるもののほか、総合評価落札方式による入札の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年7月7日から施行する。

附 則 (平成27年9月18日指宿広域市町村圏組合告示第4号)

この告示は、平成27年9月18日から施行する。